

大阪市告示第851号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和についての認定を取り消したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月26日

大阪市長 横山英幸

1 認定取消年月日及び番号

令和8年6月12日 第30号

2 認定区域の名称

大阪市営鶴町第2住宅

3 認定区域の位置

大阪市大正区鶴町1丁目15番7 ほか2筆

(計画調整局建築指導部建築企画課)